

災害派遣等従事車両証明書による無料通行措置の対象見直しについて

10月以降における発行対象の変更

NEXCOと岩手・宮城・福島県との協議の結果を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・津波被災地のがれき撤去について、処理が終了した宮城県女川町、東松島町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町を対象から除外
- ・一次避難所（埼玉県加須市）に係る活動を対象から除外
- ・その他は現状どおり（12月末まで延長）

<参考>

7月～9月における発行対象

7月以降、災害派遣等従事車両証明書の発行対象となるのは、以下の活動を行う場合に限られている。

【岩手】

宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市におけるがれき撤去（仮置き場への移送まで）

【宮城】

気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、松島町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町におけるがれき撤去（仮置き場への移送まで）

【福島】

新地町、相馬市、南相馬市、広野町、いわき市及び原発の避難指示解除準備区域におけるがれき撤去（仮置き場への移送まで）

放射能物質に汚染された災害廃棄物の処理及び土壌等の除染作業は除く。

原発の避難指示解除準備区域^(注)の設定に伴う仮設住宅の建設(応急復旧に係るインフラ整備を含む)

(注)警戒区域・計画的避難区域のうち立入制限の解除準備に入る区域(4月以降指定)

一次避難所(埼玉県加須市)に係る活動

【3県共通】

~ を行うボランティア車両

それ以外のボランティア車両については対象となりません。